

平成 31 年度 (2019 年度)

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

民 法

A 日程入試

(注意)

1. 問題冊子 (表紙を含む) は 3 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。

## 平成 31 年度（2019 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	民	法
------	---	---

問題 次の【事実】を読んで、【設問】に答えなさい。

### 【事実①】

甲建設会社は、乙が所有する土地（以下「本件造成地」という。広さは600坪である。）の宅地造成工事を2300万円で請け負い、その工事代金は、契約締結時に300万円、その後700万円、工事完成時に1300万円を支払うものとされた。そして、造成工事が完了した部分から順次乙に引渡され、代金は1000万円が支払われたが、1300万円の未払いがあった。甲社は、造成工事が完成した部分の60坪の土地部分（以下「本件土地」という。）に、乙の依頼を受けて作業用のプレハブ建物（以下「本件建物」という。）を建設したが、乙が建築代金を支払えないというので、甲は本件建物を乙から譲り受けてそのまま占有している。

その後、乙が詐欺罪で逮捕されるなどの事情で、甲の1300万円の請負代金債権は未払いのままであった。そして、本件造成地は、乙から丙に譲渡され、登記も経由していた。

土地の所有者となった丙は、本件土地を占有している甲に対して、本件建物の収去・土地明渡を求めたところ、甲は請負代金債権の残額1300万円につき、本件土地の留置権を主張した。これに対して、丙は、甲の主張する留置権の被担保債権額は1300万円ではなく、本件造成地に占める甲が占有する本件土地の面積分に相当する金額2300万円についてのみ甲の留置権が成立すると主張した。

.....

### 【事実②】

さて、その後丙は、所有権を取得した本件造成地の一部に自宅建物を建築する請負契約（以下「本件元請契約」という。）を、住宅建設業者Aと請負代金4000万円で締結した。Aは丙の承諾を得ることなく、この建築工事を代金3500万円で、別の住宅建設業者丁に一括して請け負わせた（以下「本件下請契約」という）。本件元請契約には、注文者は工事中、契約を解除することができ、その場合工事の出来形部分は注文者の所有とするとの条項があったが、本件下請契約には、完成建物や出来形部分の所有権帰属についての明示の約定はなかった。

工事は丁が材料を提供して行っていたが、工事全体の約3割の施工がなされた時点で、Aが事実上破産し、丙はAとの本件元請契約を解除した。丙はすでにAに対して請負代金の半額2000万円を支払っていたが、丁はAから本件下請契約の代金は受取ってい

なかった。

丙は、別の住宅建設業者Bに依頼して、工事を続行して建物（以下「本件建物」という。）を完成させ、丙名義の建物保存登記がなされた。

そこで、丁は丙に対して、本件建物の所有権は自己にあると主張して、丁に所有権があることの確認及び本件建物の明渡しを請求した。

#### 【設問1】

【事実①】において、丙の甲に対する本件建物の収去・本件土地明渡の請求において、甲は請負代金債権の残額1300万円につき本件土地の留置権を主張しているが、甲の留置権の被担保債権額は1300万円ではなく、本件造成地に占める甲が占有する本件土地の面積分に相当する金額230万円について甲の留置権が成立するとの丙の主張は認められるか。

#### 【設問2】

【事実②】において、丙に対して、本件建物の所有権は丁にあり、本件建物の明渡しを求める丁の請求は認められるか。